

# 会 議 録

## 1 会議名

平成 26 年度第 5 回 上越市子どもの権利委員会

## 2 議題（全て公開）

- (1) パブリックコメントの意見募集について
- (2) 第 4 回委員会の意見・指摘事項について
- (3) 上越市第 2 期子どもの権利基本計画掲載事業の概要及び実施目標について
- (4) その他（今後の予定について）

## 3 開催日時

平成 27 年 2 月 3 日（火）午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

## 4 開催場所

市役所木田庁舎 401 会議室

## 5 傍聴人の数

0 人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：梅野委員長、廣川副委員長、樋口委員、小山委員、竹田委員、小林委員、木澤委員、田中委員、杉田委員、高津戸委員、若林委員、笠原委員、青木委員、上原委員
- ・ 事務局：こども課 笠原課長、堀川副課長、丸田係長、坪井主任、廣川主任
- ・ 関係課：学校教育課 中村管理指導主事、共生まちづくり課 山田室長、すこやかなくらし支援室 宮崎室長、生涯学習推進課 佐藤参事、防災危機管理課 江口課長

## 8 発言の内容（要旨）

開会

あいさつ（事務局：笠原）

議事（1）パブリックコメント意見募集について

事務局（丸田）：（資料No.1 パブリックコメント意見募集（概要版）、により説明）

議事（2）第4回委員会の意見・指摘事項について

事務局（丸田）：（資料No.2 第4回委員会の意見・指摘事項、により説明）

議事（3）上越市第2期子どもの権利基本計画掲載事業の概要及び実施目標について

事務局（丸田）：（資料No.3 上越市第2期子どもの権利基本計画掲載事業の概要及び実施目標について、により説明）

梅野委員長：このパブリックコメント意見募集の参考資料は「上越市第2期子どもの権利計画案」の概要版となっているが、今回のパブリックコメントだけではなく、その後普及活動する際も活用するという理解でよいか。「基本計画掲載事業の概要及び実施目標について」は子どもの権利委員会で、確認したり議論したりする資料と考えてよいか。

事務局（笠原）：計画の冊子を見るよりも、概要版の方がわかりやすいことから、今後、基本的には概要版をメインとし周知活動していく。資料No.3「基本計画掲載事業の概要及び実施目標について」は、基本的にこの委員会の中で掲載事業の進捗を管理していくものとして作成した。この内容についてはホームページに載せて、市民の目に触れる形で示したいと考えている。

田中委員：子どもの権利講座の実績は何回で参加人数は何人くらいか。

事務局（丸田）：平成25年度実績は年3回。参加人数はそれぞれ開催場所によって異なるが、1回につき、10人から30人程度である。

田中委員：「えがお」を家庭に持ち帰り、保護者と話し合うとあるが、学校から「えがお」を家庭へ児童に持たせ、保護者と話し合いをすることになれば、「え

がお」の学習を知っている保護者の割合の目標値はもっと上がるのではない  
か。

事務局（丸田）：26年度から「えがお」を授業だけではなく、家庭に持ち帰って  
保護者と話し合う取組を実施した。ただ、この取組を学校で実施したか、あ  
るいは、実施してどうだったかという検証もこれから必要だと考えている。  
「えがお」を使用した権利学習を知っている保護者の割合については、アン  
ケート結果の現状と100%の間を目標に設定し、58%としたものである。

田中委員：地域人権懇談会について、13区在住の市民が対象となっているが、  
何か所で実施しているのか。

共生まちづくり課：毎年2か所ずつ実施している。合併当初は1年間で全区を  
回ったが、現在は年間2か所でローリングしている。

田中委員：「人権に関する図書・ビデオの周知及び貸出」について、個人が多い  
のか、団体が多いのか。

生涯学習推進課：個人の方が若干多いと認識している。

田中委員：保育関係職員や教職員に対する研修について、26年度の参加人数は  
実績として何人か。

事務局（丸田）：保育関係者については各保育園1人以上の参加を呼び掛けた。  
全員出席すれば、私立保育園を含め70人ほどになるが、若干、欠席もあった  
ため60人ほどの参加となった。

田中委員：「ボランティアだよりの作成・配布」について、年1回になっている  
が、どうやってボランティアの情報を提供しているのか。

共生まちづくり課：秋にキッズだよりを作って、学校経由で配布している。

田中委員：「謙信キッズプロジェクト」と「学びの輪プロジェクト」だが、平成  
27年度に把握する数値をもって目標とする基準を設定するとあるが。

生涯学習推進課：これらは生涯学習推進課と公民館の社会教育関連の事業が複

数あったものを整理し、青少年向けのものを「謙信キッズプロジェクト」、家庭教育に重点を置いたものを「学びの輪プロジェクト」として新たに分類した。まだスタートしていないため、基となる数値が無く、今後数値を把握した上で目標値を設定して進めていきたい。

田中委員：地域青少年育成会議のコーディネーターの研修実績数はどのくらいか。

生涯学習推進課：平成 26 年度は 5 回になる見込みである。

田中委員：「110 番協力車」だが、ステッカーが擦れて、よく見えないものがある。改めて申請すれば配布することになっているが、わざわざ取りに行くのは面倒だ。

防災危機管理課：ステッカーは郵送できないので、厄介でも取りに来ていただきたい。いつでも配布できるのでご理解いただきたい。

田中委員：現在の要援護児童の世帯数と人数はどのくらいか。

事務局（丸田）：上越市要保護児童対策地域協議会で管理している世帯は、平成 25 年度実績ベースで 164 世帯、児童の数は 352 人である。

田中委員：基本的な施策 6 の「家庭相談員による相談」と基本的な施策 5-②の「家庭相談員の配置」は、相談員の仕事の内容が同じなので一つにしてもよいのではないか。

事務局（丸田）：基本的な施策 6 には、家庭相談員が常時窓口等で受けている相談として「家庭相談員による相談」を記載し、基本的な施策 5-②には児童虐待の早期発見・早期対応に関する業務として「家庭相談員の配置」を記載している。

田中委員：窓口の相談実績はどのくらいか。

事務局（丸田）：平成 25 年度は年間約 600 件。年々増えてきている。

田中委員：家庭相談員は窓口相談のほか、家庭を訪問して相談を受けることは

しているのか。

事務局（丸田）：電話の相談や来庁での相談のほか、こちらから訪問して相談を受けることも要望に応じて行っている。

小山委員：この計画を見て、果たして市民が意見を言えるのかと感じた。非常に文章が多くて難しい表現だと思う。計画であるから、ある程度は仕方ないが、ポイントを絞って、この点について意見を聞きたいとか、第1期とどこが違うとか、整理した形で市民に意見を聞くのがよいのではないか。

評価指標について、子どもの権利条例の認知度の現状値が24%で、平成31年度は44%まで上げるとあるが、子どもの権利条例をこれだけ市が一生懸命推進しているのに、半分にも満たない目標なのは意識が少し低いのではないか。また、44%の数値はどのような意図での設定なのか。

子どもに対する相談と相談窓口の周知について、ぜひ充実していただきたい。相談の日や時間に配慮をお願いしたい。いかに相談しやすい環境を作るかが重要だと思う。

事務局（笠原）：パブリックコメントについて、計画冊子を全部見てもらうよりも、概要版を見ていただき、気になる部分の計画のページを開いた時に、「こんなこと書いてあるな。」と誘導するために概要版を付けている。ご指摘の通り、文字も多いし分かりづらいところは今後改善していかなければならない。

「子どもの権利条例の認知度」の目標設定については、ご指摘の通り、すべての人が認知していることがあるべき姿だと思うし、それを目指すべきであるが、現在、上越市での認知度は24%で、全国の子どもの権利に関する条例や要綱が作られている自治体の認知度の平均が44%である。まずは全国平均を目指して、認知度を高めていきたいと考えている。

相談窓口は、チャンネルが多く、かつ、手に届く所がよいと考えている。そのために相談しやすい体制をどう作っていくかが重要である。

杉田委員：「いじめ問題対策協議会」「いじめ防止対策等専門員会」「いじめ問題再調査委員会」この3つの事業だが、それぞれ新たに専門委員や対策委員を募集、または選定するのか。

学校教育課：「いじめ問題対策協議会」は法務局、警察、民生委員、児童委員、上越市のPTA連絡協議会、児童相談所、上越市の小中学校の校長会、教育委員会、これらの関係者団体が連携をとり、情報を共有する為に、それぞれ

の団体に委員を選出して会議を行う予定である。

「いじめ防止等対策等専門委員会」は公平性・中立性を確保するため、例えば精神保健や心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成する予定である。

「いじめ問題再調査委員会」は調査委員会であるため、市長部局に設置し、公平性、中立性を確保することから、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成に見識を有する第三者で構成する予定である。

杉田委員：子どもに対する各種相談窓口の周知について、新潟県のいじめ相談は毎日いつでもとなっているが、「こどもほっとライン」は時間が限られている。また、法務省で実施している「子どもの人権110番」はフリーダイヤルで料金は無料だが、時間や曜日が決まっていて、後は留守番電話の対応になってしまう。それでは利用しにくいこともあるので、例えば、法務省で「SOSミニレター」という制度がある。これは料金が無料で、子どもが手紙を書いて、人権擁護委員が相談に対応する。手紙ならいつでも書けるし、自分で気持ちを整理しながら書けるので、電話しにくい場合によいと思う。こういった情報を共有することはとても大事だと思う。

子どもの権利学習の保護者への周知について、「えがお」を家へ持ち帰る方法の他に、各学校で授業参観が年に何回かあるので、そのうち1回は、この「えがお」を使った学習を取り入れることで保護者に周知されていくのではないかと。

事務局（笠原）：相談について、我々の方でも法務局などの取組を把握して、まとめて明示できるように取組むべきだと考える。常に情報収集し、学校などを通じて、広く情報提供できるよう事務局として取組まなければならないと思う。

梅野委員長：先日、廣川副委員長の学校（三郷小学校）に、子どもの権利学習を拝見しに行ったが、参観日だったと思う。保護者の方も来られて、とてもよい雰囲気でした。

笠原委員：高学年になれば「えがお」の大切さ、そして権利という言葉と内容がある程度理解できると思うが、低学年は、まだ言葉先行だと思う。年数をかけて浸透させていくものだと思う。

人権問題について、たくさんところで、いろいろな活動があり、案内もいただくことがある。参加した方は、必ず何か心に残るものを持って帰っていると自分自身も含めて思っている。こういったことも年数を重ねて少しずつ、周知

していくことが大事だと思う。

3DSを通していじめのコメントを書くことが現実にあった。インターネットの取り扱いについて、小学校でも講習会を行うことを学校の先生から聞いた。子どもの被害防止に保護者が一人ひとり考えられればよいと思う。

通勤通学の時に自転車とすれ違うが、右側を走行する人が多い。数年前に制度改正になり、歩道が無いところは左側通行と認識しているが、あまりにも市内で自転車乗りの人が、かなり適当な乗り方をしているので周知する機会があればよいと思う。

防災危機管理課：自転車は法令が改正になり、現在左側通行となっている。周知は広報やチラシで行っているが、継続的に周知が必要だと考えている。

また、自転車の乗り方について、各学校に出向き、交通安全教室で乗り方等の指導を行っている。

田中委員：子どもの権利の周知について、広報上越に掲載するなら読んでもらえるような工夫をしていただきたい。

事務局（丸田）：子どもの権利条例を作った時、また、1期目の基本計画を作った際には、広報に掲載しているが、その時限りで終わってしまっている。今後、広報への掲載を少なくとも年1回は定期的に掲載する。広報のスペースの関係もあるが、なるべく目立つ形で掲載したい。

事務局（笠原）：例えば「人権都市宣言の啓発」の広報掲載と一緒にコラボして、特集として掲載するというのもひとつの手段としてあると思う。

若林委員：こどもセンターでいろいろな相談を受けているが、こども発達支援センターに通っている保護者のお話を聞くことがある。こども発達支援センターで個別支援計画の作成割合目標値が100%とある。センターの職員が子どもたちのために、よりよい支援を目指して取り組んでいるのがうかがえるが、実際、その保護者がそれでとてもきつい思いをする人がいる。例えば、センターの担当から「じゃあ、今週1週間は〇〇を頑張りましょう。」と言われて、子どものために一生懸命やろうと思ってもそれをできない自分がある。その自分を責めてしまう。そんな大変な保護者をフォローしていただきたいと思う。もちろん担当職員もその辺を承知していると思うが、改めて保護者のフォローがうまくいくとよいと思う。

早めに障害を見つけて、その障害にあった適切な支援を行い、その子に合っ

た進路をみんなで考えるのは、とても大事なことだと思う。ただ、今の保護者は小さなことでも「これは障害なんじゃないか。」と、とても心配する人が増えている傾向がある。個人的な主観かもしれないが、早期発見・早期治療・早期支援という風潮を感じる。「障害があると生きていくのが大変だ。」と思うような、そんな生きにくい社会なのかなと思う。みんなが安心してどんな立場の人でも安心して生きていける社会になればよいと思う。

ファミリーヘルプ保育園の運営、病児・病後児保育室の運営について、利用の申込みに対して受け入れ状況 100%とある。実際に、申込みをした人は受け入れていると思うが、区に住んでいる人は初めから利用することを諦めている。病児・病後児の場合は、仕事に行く前に子どもを預けて、それから自分が勤務先に行かなくてはならない。「遠くて利用できない。」「仕事に就きたいが、(病時に対応できないので) 就けない。」という話をよく聞く。なかなか施設を造るのは大変だと思うが、もう少し病児・病後児保育室を増やせないか。

事務局（笠原）：病児・病後児保育については、医師と連携しなければならないが、協力していただける医師がなかなか見つからないという現状がある。そういった意味では、ファミリーサポートで病児・病後児の児童を預かれる体制をどうつくるのか検討していかなくてはならないし、各保育園の一時預かりの体制も整えていく必要があると思う。

議事（4）その他（事務局から今後の予定について説明）

閉会

## 9 問い合わせ先

健康福祉部 こども課 TEL 025-526-5111（内線 1711）

E-mail:kodomo@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。